

招へい研究員室の使用について

1. 使用資格

招へい研究員室を使用できるのは、原則として、人文学専攻・日本学専攻基盤日本学コース・芸術学専攻全体に関わるプロジェクト及びプログラムによって滞在する外国人の招へい教員等の方々です。具体的には次の方々と、原則として、国際連携室及び関係専攻会議において招へい教員等の受入れ審議を行って承認された方に限ります。

1. フルブライト受入れ教員（専用）
2. EM受入れ教員（共用）
3. 人文学専攻・日本学専攻基盤日本学コース・芸術学専攻プロジェクト（ISAPなど）関係受入れ教員（共用）
4. 部局間・大学間協定校受入れ教員（共用）
5. その他、国際連携室が認める方（共用）

1ヶ月未満の短期間で受け入れる外国人の招へい教員等のうち、上記1～5に該当する方も使用できます。

各講座、専門分野が窓口となって受け入れる外国人の招へい教員等の方々の学内スペースは、原則として受け入れる講座、専門分野等でご用意下さい。

2. 使用にあたっての注意事項

第1項の2～5に該当する先生方は、共用スペースとしてご使用いただきます。共用スペースであることを、事前にご説明下さり、ご本人のご承諾をお取り下さい。

3. 使用申請

招へい研究員室の使用を希望される場合には、国際連携室が定める所定の使用申請書を、利用開始の1ヶ月前までに国際連携室にご提出下さい。

ご本人からの申請が難しい場合には、受入れ教員等が代理で申請してもかまいません。

申請書に基づき国際連携室で審議の上、その使用を許可します。

なお、使用申請書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに国際連携室に変更の届け出を行って下さい。

4. 使用期間

使用できる期間は6ヶ月以内とし、当該会計年度を超えることはできないものとします。

年度を超えての使用希望がある場合には、使用状況や受入れ予定等を考慮し、国際連携室で審議の上、6ヶ月以内の期間で使用を許可することがあります。

5. 使用報告

必要に応じて、使用者から国際連携室に、使用状況等についてご報告をお願いすることがあります。

以上。